２０２５年9月１３日

司法令７－３，予備令７―２

法の下の平等に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ５］）

ア．本邦に在留する外国人で，在留期間の更新又は変更を受けないで在留期間を経過して本邦に残留する者（不法残留者）を生活保護法による保護の対象としないことは，外国人を日本人と区別して取り扱うもので，憲法第１４条第１項に違反する。

イ．女性についてのみ前婚の解消又は取消しの日から一定期間，再婚を禁止することは，再婚をする際の要件に関し男性と女性とを区別するものであるから，女性についてのみ再婚禁止期間を設けること自体が，憲法第１４条第１項に違反する。

ウ．尊属に対する尊重報恩は，旧家族制度的倫理観に基づくもので合理的とはいえないから，子が親を殺害した殺人事件において，被害者が尊属であることを犯情の一つとして具体的事件の量刑上重視することは，憲法第１４条第１項に違反する。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　８

肢ア　×

生活保護の問題も，平等の対象。例示列挙説。関係ないは，不平等もよいとなるのは，問題。

１４条１項，平等。相対的平等，絶対的平等を意味しない。かえって不平等。
合理的区別を許容する。著しく不合理な区別の場合，違憲。

本件の区別が，著しく不合理か。あたらない。
給付するか否か，専門的分野。裁量を越えた場合，著しく不合理

外国人の人権，性質上可能な限り保障されるが，社会権は，政策上，外国人には，保障されない。
国家ありきだから。
よって，外国人と日本人を区別する制約を取ることは，著しく不合理ではない。
１４条１項に違反しない。

肢イ　×

再婚禁止期間を設けること自体は，１４条１項には違反しない。
父子の重複を妨げる必要がある。男女の生物学上の違いによるもの。
著しく不合理とはいえない。

肢ウ　×

尊属を尊重する目的そのものが，著しく不合理とはいえない。

目的と目的達成手段との関係性が，極端である。したがって，著しく不合理。

司法令７－４

憲法第１９条に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No. ６］）

ア．公立学校の卒業式において，教諭に国歌斉唱の際の起立斉唱を求める職務命令は，かかる起立斉唱行為が一般的，客観的に見て式典における慣例上の儀礼的な所作としての性質を有するものであったとしても，その教諭の有する歴史観ないし世界観と相違する外部的行為を求めることとなり，思想及び良心の自由についての直接的な制約となる。

イ．他人の名誉を毀損した者に対して，謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを命ずる判決は，謝罪広告が単に事態の真相を告白し陳謝の意思を表明するにとどまる程度のものであれば，代替執行により強制執行がなされたとしても，債務者の人格を無視し，意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限することにはならない。

ウ．高等学校の入学者選抜の資料の一つである調査書は，客観的事実を公正に記載すべきであるが，調査書の備考欄に生徒が大学の特定の政治集会に参加している旨の記載をすることは，その客観的事実から生徒の思想，信条を了知し得るので，生徒の思想，信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものと解さざるを得ない。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　6

肢ア　×

儀礼的なもので，思想信条を表すものではない。しかし，個人の歴史観，世界観に由来する外部的行動を強制されるという間接制約の側面がある。（最判平 23.5.30 百選Ⅰ37）

肢イ　○

陳謝の意，世界観人生観などの心情にかかわる問題ではない。表現の自由の話。

したがって，債務者の人格を無視し，意思決定の自由ないし良心の自由を不当に制限することにはならない。（最大判昭 31.7.4　百選Ⅰ33）

肢ウ　×

調査書に，記載しても，客観的事実から生徒の思想信条を了知し得るものではない。

実際，政治集会に参加しても，よくわからないで参加することもある。

（最大判昭 63.7.15　百選Ⅰ34）

司法令７－５

表現の自由に関する次のアからウまでの各記述について，最高裁判所の判例の趣旨に照らして，それぞれ正しい場合には１を，誤っている場合には２を選びなさい。（解答欄は，アからウの順に［No. ７］から［No. ９］）

ア．憲法第２１条第２項前段にいう「検閲」とは，公権力が主体となって，思想内容等の表現物を対象とし，その全部又は一部の発表の禁止を目的として，対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に，発表前にその内容を審査した上，不適当と認めるものの発表を禁止することを，その特質として備えるものを指す。［No. ７］

イ．表現物に対する税関検査は，表現の事前規制たる側面を有するものの，検査対象となる表現物は，一般に，国外においては既に発表済みで，輸入が禁止されるだけで，発表の機会が全面的に奪われてしまうものでもなく，また，税関は特に思想内容等を対象として規制することを独自の使命とするものではないから，憲法第２１条第２項前段にいう「検閲」には当たらない。［No. ８］

ウ．公立図書館において，図書館資料の選択は職員の専門的な判断に委ねられており，職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由に廃棄したとしても，当該著作者はその思想，意見等をその著作物によって公衆に伝達する機会を完全に奪われたわけではないから，その廃棄行為は国家賠償法上違法とはならない。［No. ９］

正解　ア２，イ１，ウ２

肢ア　×

検閲は，公権力ではなく，行政権。歴史的に行政権が検閲をしてきた。

肢イ　○

税関検査は，検閲にあたらない。国外で発表済み。思想内容等を対象として規制しているわけではない。

肢ウ　×

図書館資料の選択は，職員の専門的判断にゆだねられているが，自由裁量ではない。

不公正な取扱いであれば，違法となりうる。独断な評価や，好みによって，例えば本件のように思想信条のみを理由に破棄した場合は，不公正な取扱いとして国賠上違法となりうる。

最判平 17.7.14

司法令７－６

放送の自由に関する次のアからウまでの各記述について，正しいものには○，誤っているものには×を付した場合の組合せを，後記１から８までの中から選びなさい。（解答欄は，［No.10］）

ア．最高裁判所は，真実でない事項の放送により権利の侵害を受けた被害者から請求があった場合に，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を義務付ける放送法の規定について，その請求を，放送事業者が当該放送の真実性に関する調査及び訂正又は取消しの放送を行うための端緒と位置付けるものと解した上で，被害者は，この規定に基づき，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を求める私法上の権利を有するとした。

イ．最高裁判所は，放送法上，放送事業者がどのように番組の編集をするかは，表現の自由の保障の下，公共の福祉の適合性に配慮した放送事業者の自律的判断に委ねられているから，放送事業者から取材を受けた者が，当該取材で得られた素材が一定の内容，方法により放送に使用されると期待し，あるいは信頼したとしても，その期待や信頼は，原則として法的保護の対象とはならないとした。

ウ．最高裁判所は，日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備の設置者に対し受信契約の締結を強制する旨を定めた放送法の規定が憲法に違反しないと判示するに当たり，公共放送を担う同協会の財政的基盤を受信料の負担により確保する仕組みは，国民の知る権利を実質的に充足するという目的にかなう合理的なものであり，このような制度の枠を離れて受信設備の設置者がこれを用いて放送を視聴する自由は憲法上保障されていないとした。

１．ア○イ○ウ○　　２．ア○イ○ウ×　　３．ア○イ×ウ○
４．ア○イ×ウ×　　５．ア×イ○ウ○　　６．ア×イ○ウ×
７．ア×イ×ウ○　　８．ア×イ×ウ×

正解　５

肢ア

被害者は，放送事業者に対して訂正又は取消しの放送を求める私法上の権利を有するものではない。訂正放送は，公法上の義務。

最判平 16.11.25

肢イ

編集の自由は，報道機関にある。その期待や信頼は，法的保護の対象とならない。

報道機関の活動が萎縮する。

最判平 20.6.12

肢ウ

国民の知る権利を実質的に充足する役割，合理的。日本放送協会は，公共的性格がある。

制度のあり方は，立法裁量。制度の枠から離れて設置する自由は憲法上保障されない。

最大判平 29.12.6